

中央会の主な事業等活動予定（11月）

令和3年10月8日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
11/2	火	<u>組合後継者等育成事業（青年部研究会）</u> 対象：千葉県測量設計補償協同組合	工業連携支援部
11/3	水	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：企業組合ワーカーズ・コレクティブ樹	商業連携支援部
11/4	木	<u>組合後継者等育成事業</u> <u>組合運営実務（組合士養成）講習会⑤（会計）</u>	経営支援部
11/5	金	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：企業組合千葉県森林整備協会	工業連携支援部
11/9	火	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：野田工業団地協同組合	
		<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合	経営支援部
		<u>組合後継者等育成事業</u> <u>組合運営実務（組合士養成）講習会⑥（制度・運営）</u>	
11/17	水	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉県木材市場協同組合	工業連携支援部
11/19	金	<u>新連携・経営革新促進事業（中小企業連携促進県大会）</u> 対象：千葉県異業種交流融合化協議会、製造業関係会員組合等	工業連携支援部
		<u>組合等新分野開拓支援事業</u> 対象：千葉県火災共済協同組合	経営支援部
11/26	金	<u>組合等新分野開拓支援事業</u> 対象：千葉県コンクリート製品協同組合	工業連携支援部
		<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉防食ライニング工事業協同組合	経営支援部
■ 組合等基盤強化事業			
11/15	月	官公需普及促進懇談会	商業連携支援部
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
11/10	水	<u>ふさの国 商い未来塾（第8回）</u> 対象：商店街若手リーダー等	商業連携支援部
11/25・26	木・金	<u>ふさの国 商い未来塾（第9回）</u> 対象：商店街若手リーダー等	
■ その他			
11/11・12	木・金	令和3年度関東甲信越静岡ブロック中央会事務主任者会議	総務部
11/25	木	<u>第73回中小企業団体全国大会</u> 場所：パシフィコ横浜国立大ホール（横浜市）	

経営のヒント
飲食店のDX推進事例

私は、千葉県市原市出身のIT経営コンサルタントです。中小企業診断士として中小企業の経営支援をさせていただくとともに、自身のコンサルティングの他に飲食業など7社以上の経営に関わる起業家でもあります。今回は、東京都府中市で共同経営する飲食店「割烹阿吽（あうん）」において、ポストコロナを見据えてどのようにDX推進に取り組んでいるのか、実例をご紹介します。

DXはIT導入による業務効率化ではない

2021年9月にはデジタル庁が発足し、国も積極的にDXを推進していることもあり、みなさまも日常的に「DX」という言葉を耳にしていると思います。そもそも「DX」とは何でしょうか。IT導入による業務効率化のことをDXとして紹介している事例も多く見られますが、私はただのIT導入による業務効率化は「DX」ではないと考えます。「DX」の「X」は「Transformation」の略

です。「Transformation」は日本語で「変態」を意味します。「変態」とは、芋虫が蛹になって蝶になるように、まったく違う形態の生き物に生まれ変わることです。つまりビジネスの世界における「DX」とは、デジタル技術を活用して、全く新しいビジネスモデルや組織に生まれ変わることを意味します。目的は「生まれ変わること」で、その手段として「デジタル技術の活用」があります。もちろんIT導入による業務効率化も重要ですが、ITを導入したその先に、そこから得られるデータを経営にいかにして活用できるかが重要で

す。データを活用するためにはIT導入が必須です。データを活用してDXによる「変態」を実現するためには、投資としてのIT導入が実施されるべきです。

データに基づいて経営の意思決定を行うデータドリブン経営が当たり前になると、データを活用できることが強みになるのではなく、データを活用できないことが弱みとなります。コロナ禍によってこれまでのビジネスモデルが成り立たなくなっており、企業は外部環境に合わせて「変態」しな

ければならない状況となつていきます。ITを導入してデータを活用し、DX推進により全く新しいビジネスモデルや組織に生まれ変わらなない企業は、淘汰されてしまうかもしれません。

飲食店におけるDX推進事例

「割烹阿吽（あうん）」では、開業時より徹底したIT導入を進めていました。さまざまなクラウドサービスを活用して、予約管理・顧客管理・売上管理を自動化し、顧客属性と売上データをメニュー開発に活用しています。さらに、コロナ禍の業態転換で新たに始めたキッチンカーの新規事業においても積極的にIT導入を推進しており、すべてのキッチンカーにタブレットPOSを導入し、日々の会計業務を効率化するとともに、損益状況をリアルタイムに確認できるようにしています。導入しているクラウドサービスの一覧を以下に示します。クラウドサービス利用料の総額は月額7万円弱となつていますが、業務効率化によるコスト削減効果に加えて、データを経営に活かせる効果を考えて、費用対効果はとても高いといえます。これらのIT導入により

得られたデータを、どのように経営に活かしているのか、一例を紹介いたします。

①データ活用による客単価の向上
割烹阿吽ではテーブルごとのお客様の注文を、店員が1台ずつ持つiPad touchよりユビレジハンディに入力しています。お客様の会計は、ユビレジハンディから連携されてPOSのユビレジで自動計算されます。日々の売上は自動集計されてZoo会計に連携されます。お客様が来店されて最初の注文を受ける際に必ず「お一人」「家族連れ」「カップル」「家族」「接待」

■導入しているクラウドサービス一覧	
タブレットPOS	ユビレジ、Air レジ
注文入力	ユビレジハンディ
会計管理	freee 会計、freee 人事労務
予約管理・顧客管理	トレタ
席在庫管理	レスラク
勤怠管理	KING OF TIME
経費管理	STREAMED
電話自動応答	CallCall
名刺管理	Sansan (Eight)
日報管理	Kintone

「お祝い」「法事」など、顧客属性と利用目的などのタグ付けを行う仕組みとされています。タグ付けを行うことで、ユビレジ管理画面でタグごとの客単価が簡単に集計出来るようになり、それをメニュー開発に活かしています。例えば、予約なし当日来店おひとり様のお客様の客単価が低かったことから、予約なしおひとり様でも注文できる当日コース料理を用意することで、客単価の向上につながる事ができました。

②データ活用による顧客サービスの向上

割烹阿吶の予約はすべてトレタで管理をしています。クラウドサービスであるトレタで予約を管理することで、店舗外のどこでもスマホから予約状況が確認できる、ホームページやグルメサイトからの予約をリアルタイムに自動連携できる、などの業務効率化効果があります。加えて、顧客情報が自動的に蓄積されて、ユビレジの注文情報が顧客情報に紐づいて自動連携されます。このデータをもとに、前回来店時の注文内容を確認しつつお客様へメニューの提案を行うことで、顧客サービスの向上につながっています。

③データ活用による売上予測

4台あるキッチンカーのすべてにiPadを導入し、Airレジによる売上管理を行っています。Airレジは初期費用・月額利用料がすべて無料で利用できることがメリットです。Airレジでの売上管理に加えて、日々の日報をKinoneにより独自構築した日報システムに登録しています。Kinoneはプログラムを書かずに誰でも簡単にシステムを構築できるクラウドサービスです。日報では日々の売上高と客数を入力することで客単価を自動算出し、固定費と原価率からその日の概算損益を自動算出します。損益状況を数字で見せることで、キッチンカーの運営担当者に経営意識を根付かせることができます。日報にはさらに、天気・気温・体感温度も記録することで、気象情報と売上客数データを蓄積し、将来的には気象予測による売上予測を行えるようにしたいと考えています。

さらなるDX推進の取り組み

ポストコロナを見据えた「非対面」への業態転換を進めるために、さらなる新規事業にチャレンジし

ています。これは東京府中にある市場の大東京総合卸売センター内に新たな区画を借りて、冷凍自動販売機+シェアキッチン+EC販売の新事業「膳ラボひっせい」を新設するものです。シェアキッチン利用事業者が製造した商品を、冷凍自動販売機とECサイトで受託販売して手数料収入を得るビジネスモデルへ業態転換を図りま

2021年12月中のオープンを目指して工事を進めています。事業でも、IT導入によるデータ活用を徹底的に推進しています。自動販売機の販売データはク



ラウドに連携し、リアルタイムにどこからでも参照可能となります。自動販売機とEC販売の販売データは出店事業者にリアルタイムで提供して品切れを防止するとともに、他の事業者の販売データも共有することで、魅力的な商品開発につながります。

これらDX推進の取り組みにより、「一般消費者に店舗で食事を提供する」ビジネスモデルから「一般消費者にキッチンカーでテイクアウトの食事を販売する」ビジネスモデルへ、さらに「飲食事業者に場所と販路とデータを提供することで手数料収入を得る」ビジネスモデルへと、ビジネスモデルの「変態」を図ります。

DX推進のまとめ

コロナ禍で人々の生活習慣が大きく変化し、企業は「対面」から「非対面」へビジネスモデルを変態する必要性に迫られています。ITを導入し、データ活用によるDXを推進し、新たなビジネスモデルに生まれ変わることで、外部環境の変化に対応して企業として生き残ることが可能になると考えます。

(中小企業診断士 富田良治)

テーマ

特徴ある活動

全組合員参加、課題対応型委員会方式による組合運営

協同組合富山のれん会

組合員全員が参画し、かつトップマネジメントがそれぞれに関わることで、全体感を保ちながら組合運営に様々なアイデアを取り入れ成果に結びつけることができた。

背景・目的

当組合は、JR富山駅構内の土産物売場である「きときと市場・とやマルシェ」の一角で地元菓子店19者（取材当時）が「富山のれん会」として共同で販売事業等を営んでいる。約3年前に組合運営がわかりにくいという組合員からの声があり、透明性と参画性を高めることを目的に運営方法の見直しを図ることとなった。

取組みの手法と内容

具体的には、理事を増員する案など様々なやり方を検討した結果、その時の課題に対応するため4つの委員会を設置し全組合員がそれぞれの委員会に参画してもら

うことで、運営の透明性を高め、参加意識も向上させられるような仕組みとした。

委員会の構成は、販売促進委員会（年間イベントの企画・実施後の集計と報告等）、インターネット活用委員会（富山のれん会としてのHPの立ち上げ、EC機能の追加等）、生産性向上委員会（受発注・納品・検品・情報共有等）、組織改革委員会（組織運営に関する事項）の4つである。理事長と専務理事はすべてに対応することとし、各委員会は委員長が委員と相談して開催日時や場所などを決めて運営した。

このような組合運営の体制とした結果、理事会中心の運営だけでは得られなかったであろう成果もあった。売場面積縮小に伴い、店舗スタッフの減員を余儀なくされたため、従来よりも効率的に売場運営を行う必要があり、委員会か

らの提案によって自動釣銭機を導入した。この結果、売場販売員が接客や在庫補充などに専念しやすい環境を整えることができ、一時減少した売上も売場面積縮小前の水準に戻すことにつながった。

成果とその要因

組織の内部に新たな組織を作ることでの活性化が図れる反面、各自が所属する委員会の利害だけを考える、部分最適に陥りがちであるが、当組合の場合、理事長と専務理事がすべてに対応する方法を採ったことで、各委員会が全体的



きときと市場・とやマルシェ内の店舗全景



各店舗の名札

な視点に立ち戻りながら事業に取り組むことができたのではないかとと思われる。

協同組合富山のれん会

住所：〒930-0835

富山県富山市上富居
一丁目8番33号

設立：平成15年10月

出資金：1,900千円

URL：<http://toyamameika.com/index.html>

業種：パン・菓子製造業

組合員：18人

組合 Q&A

特別積立金の取崩について

【Q】特別積立金が過去の積み立てにより出資総額を超えるまでの額になっていきますが、この取崩はどのような手続きで行えるのでしょうか？

【A】特別積立金は組合の任意による積立金であり、総会決議で取り崩すことが可能です。ただしこの積立金の主目的は組合の不測の損失発生に備えることにあるので、取崩の決議を行う事業年度末に「当期末処理損失」がないこと、「当期末処理損失」がある場合でもその取崩により「当期末処理損失」が補填されることが前提条件となるべきでしょう。

減価償却について

【Q1】減価償却とはどういうことですか？

【A1】固定資産、例えば組合がトラックを購入した場合、そのトラックは数年にわたって組合事業に貢献するはずですが、そこでトラック購入費用100万円を購入事業年度のみの費用にするのではなく、

その貢献する事業年度に費用分配するのが減価償却の考え方です。

会計上、減価償却はそのトラックが稼ぎ出す収益とトラックの減耗度を対応させる、「費用収益対応の原則」という考え方によつています。

但し、現実問題としてそのトラックが何年にわたって事業貢献をするか、何年もつかは千差万別ですから、課税の公平の観点からも資産ごとに細かく税務上の耐用年数が定められ（法定耐用年数）、これによつて減価償却費を計算しています。

【Q2】減価償却費はどのように計算するか？

【A2】減価償却方法には一般に定率法と定額法があります。建物・建物附属設備・構築物・無形固定資産・生物は定額法。そのほかの資産は定率法で償却します。但し、定率法で償却すべきものとされる資産については届出により定額法による償却が可能です。

【Q3】組合が中古普通乗用車を購入しましたが、減価償却計算のもととなる耐用年数は、どのように決めるのですか？

【A3】中古資産を取得して組合

事業の用に供した時のその資産の耐用年数は、法定耐用年数（普通自動車6年）によらずその資産の使用可能期間として見積もられる年数によることができます。

見積もりといつても一般に困難なことが多く、次により簡便計算した年数を採用することがもっぱらです。（耐令3 耐通1-5-1-4）

（1）法定耐用年数の全部を経過した資産
その法定耐用年数の20%に相当する年数

（2）法定耐用年数の一部を経過した資産
その法定耐用年数から経過した年数を差し引いた年数に、経過年数の20%に相当する年数を加えた年数。

※計算による1年末満の端数は切り捨て、その年数が2年に満たない場合は2年とする。

また、取得価格が30万円未満の減価償却資産を取得して事業の用に供した場合は、その全額を損金の額に算入できる「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」（措置67-5）を適用して、減価償却資産とししないで全額を取

得時の損金（費用）にすることもできます。

組合資産の譲渡について

【Q】組合所有の減価償却資産を組合員に譲渡する際の税務・会計上の留意点は？

【A】譲渡価額は時価によるべきものとされています。第三者間で経済的合理性に基づいて決定される価額が時価です。

時価を下回る価額での譲渡は、譲り受けた法人に受贈益が生じ法人税の課税対象です。

時価を上回る価額での譲渡は、時価と取得価格との差額について譲り受けた法人に寄付金としての課税が生じ法人税の課税対象となります。

特に組合員への高額な譲渡に際しては、純粋に第三者と売買するならいくらかを意識する必要があります。

◎令和2年度組合決算講習会資料より転載



本会は、ものづくり・商業・サービス補助金の地域事務局として、補助事業者の「事業化」に向けた活動の支援やそのフォローアップ等に取り組んでいます。

このコーナーでは、ものづくり等の補助事業に取り組んだ事業者（過去に同補助金に採択された県内の中小企業等）にスポットを当て、補助事業実施後の事業展開や補助金活用の成果状況等についてご紹介します。



事業類型	設備投資	対象類型	ものづくり技術
------	------	------	---------



上記カウンターのような複雑な曲線の木材加工を正確にできます。



写真のような複雑な曲面の加工製品も正確に短納期で対応出来ます。

大和原工事株式会社 (松戸市)

事業テーマ

加工工程を変革し生産性を向上

本事業への取組の経緯・目的

自社の加工工場は職人の手作業による製造のため、生産性は職人の属人的な技術に依存していました。また、複雑な形状の

加工品を作る場合も手作業のため作業効率が悪く、例えば1個仕上げるのに15日かかるものも多い状況でした。この場合、この製品を10個作るためには15日必要となってしまう。

実施内容

NCルーターを導入することにより、加工作業に必要な時間の短

縮と加工精度を上げること、生産性と品質の両方を向上させる課題がありました。

導入した設備は、NCルーター、本機の稼働に必要となるコンプレッサー、エアータンク、集塵機も同時購入しました。

事業実施の成果

①【経営課題への対応】

生産能力が向上し、機械導入前と比べ、人員の増加を伴わない中で、より多くの仕事を受注することができ、受注増が図れました。

②【複雑な形状の加工品の納期大幅短縮】

複雑な形状の加工品の製造も目標とほぼ同じスピードで製造できるようになりました。

③【加工精度】

機械による加工のため、出来上りの切断面の加工精度は大幅に向上しました。家具部材から造作材、樹脂部材など様々な



材質を加工でき、大型の材料加工まで対応できるようにになりました。

今後の展望

今後は本機械による受注増を狙うと同時に、今までは百貨店などに流れていた難易度の高い家具の製作、工事の受注に取り組んでいく予定です。そのため、の営業活動をしていく人材、この機械をより使いこなしていく人材を育成していくことが必要です。

国及び千葉県中央会様のご支援の元、設備を導入することが出来た今、我々に求められていることは人材育成と人材の成長です。

この設備を通したOJTや教育、研修等も取り入れ会社としての力を養っていく計画です。

社長から一言

代表取締役社長 篠原英次



今後の展望とも重複するが企業の三要素と言われるヒト、モノ、カネの中でヒトの成長、育成に力を注いでいく計画です。そのことを通じてこの設備の稼働率を上げるための営業努力をしていきたいと考えています。

千葉県中小企業団体中央会様からは今回の事業を通じて多くのご指導をいただき紹介いただいた岡山県中小企業団体中央会様の担当企業との新規取引も受託できました。

このようなご縁に感謝し、事業の成長を通じて皆さまに恩返しをしていきたい所存です。

企業データ	
主な事業・業種	造作工事・造作家具工事
得意分野	建築物の造作工事と造作家具
所在地	[本社]・[事業実施場所] 〒270-2204 千葉県松戸市六実 3-45-1
TEL	[本社]・[事業実施場所] 047-387-5613
FAX	[本社]・[事業実施場所] 047-387-5047
URL	http://www.yamatohara.com
E-mail	e-shinohara@yamatohara.com
設立	昭和43年5月
代表者	代表取締役 篠原 英次
従業員数	29名
資本金	1,000万円

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和3年9月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は2から8に増加。「減少した」業種は10から2に減少。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は9から12に増加。「減少した」業種は9から7に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は5のまま変化なし。「悪化した」業種は12から10に減少。

前年同月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は7から6に減少。「減少した」業種は6から8に増加。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は6のまま変化なし。「減少した」業種は11から8に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は9から7に減少。「悪化した」業種は12から15に増加。

製造業

【しょう油・食用アミノ酸製造】 【県内全域】

悪い状況が続いている。また、外麦の令和3年10月期の政府売渡価格の改定があり、5銘柄加重平均(税込)で61,820円/トン、同年4月期と比べて19.0%の引上げとなった。

【酒類製造】

【県内全域】

緊急事態宣言の継続により、前月比、前年同月比共に売上が減少(8月実績)。

【繊維工業】

【県内全域】

同業の一部で若干受注は増加したが、全体としては減少している。

【木材・木製品】

【県内全域】

平均単価等の伸びはあるものの、品不足の影響で景況は良いとは言えない。

【印刷・同関連業印刷】 【県内全域】

今月もコロナの影響で条件が良くない。材料費の値上げもあった。

【電気鍍金】

【県内全域】

コロナ禍からの回復と自助努力で好転しているが、まだ以前の状態に戻っていない。

【鉄工】

【千葉】

新型コロナウイルス感染症による影響は徐々に薄らいできているが、半導体不足により、サプライ

チェーンの生産停滞や部品調達に

支障が出て来ている事例も散見されるようになっており、生産活動の本格的な回復には時間がかかる見込み。

【機械部品製造】 【野田】

前月比売上は稼働日数が増えて増加したが、前年比では連休が増えたため減少。

【機械部品製造】 【流山】

業種によっては、新型コロナウイルス感染症の影響で取引先企業での生産調整があり売上が減少している。

【機械部品製造】 【柏】

全体の景況については、6月をピークに下降きみ。自動車関連については、半導体の入手難(生産会社の火災・北米の停電等)、8月以降はコロナによる東南アジアのロックダウンのため、部品の入手困難により3割〜5割の受注減。

【金属製品】

【船橋】

様々な原因により生産計画に変動があり、不安定な状況にある。

【採石】

【県内全域】

新海面処分場工事での石材搬入で、今月は前月を上回ったが、前年同月比では下回り、前年比では79%の状況である。

■土砂採取

【県内全域】

売上高は、前年同月比では増加傾向にあるものの、不確定要素が多く、前月比では不変又は減少が大半であり、全体的に低調と捉えている。

■非製造業

■総合卸売

【千葉県・東京都】

従来よりも低い水準であるが、底を打ち安定してきている。昨年コロナ特需で売上が増加した一部組合員(衛生資材取扱い)について、今期は昨年対比で売上が減少しており、組合員全般的に減収傾向。飲食店向け売上が多い組合員は引き続き売上が回復しておらず、赤字計上となっている先もある。

■医薬品卸

【県内全域】

4〜9月半期を比較すると、前年と比べて販売額は上昇している。昨年はコロナ感染拡大の中で受診抑制が大きく発生していたが、今年度はその分回復傾向になった。

■青果卸売

【千葉】

先月後半以降の天候不順の影響から単価の上昇(高止まり)で売上高は増加したが、収益の改善は見られず、依然として厳しい状況である。

■食肉卸売

【成田市他】

全国的なと畜頭数は増加傾向

で、当センターも例外なく増加傾向にある。気温が下がったことにより豚の育ちは順調。大手スーパーからの注文は漸増。また、夏の猛暑が過ぎてから、徐々に内臓売上が拡大しつつある。いまだ終息しないコロナ禍で自宅飲みに伴うもつ鍋の旺盛な需要が今期も見込まれる。

【乾燥物卸売】 【県内全域】
月後半から回復の兆しが見られる。

【卸売】 【茂原】
緊急事態宣言の延長などにより、全体的に閉塞感が強く感じられる。

【小売】 【柏】
徐々に戻ってきた人の流れが緊急事態宣言解除によって更に良くなると思う。

【電器機器小売業】 【県内全域】
買換え需要も無くなり売上も低迷してきた。先行き不安である。活発な動きが取れない以上、組合活動は停滞せざるを得ない。

【青果小売】 【千葉】
野菜の相場が上がり売上は伸びたが、収益につながっていない。緊急事態宣言が解除され、納品部門が伸びればと考えている。

■中古車販売・仕入

【県内全域】

中古車登録台数が前年割れの傾向にある。新車で軽自動車の販売が減少するなど、半導体不足や東南アジアでの新型コロナウイルス感染再拡大による調達部品の減少を受け、減産などの影響が少なからずあると考えられる。

■小売

【東金】

コロナの影響が続いている。衣料、サービス関係は、かなり影響が出ている。資金繰りに苦慮している組合員あり。食品関係、家庭用品は比較的良好な状況。昨年度よりも悪くなる傾向になってきている。

■商店街

【千葉市】

売上額は前年度比で約14%程度減少している。前月比では約15%程度増加し好転している。他方で、前月に引き続き閉店していく店舗がある。

■自動車一般整備

【県内全域】

10月1日より、自動車の点検や検査(車検)のタイミミングで車載式故障診断装置(OBD)を活用した電子的な故障診断が必要な制度に変わり、法定手数料が一律1台400円追加となる。

■小売・サービス

【野田市】

変わらず厳しい状況。10月の変化に期待する。

化に期待する。

■一般廃棄物処理

【千葉】

前年比は良くない状況。7月、8月、9月とあまり変動のない状況となっている。例年の月によっての変動がコロナ禍によって影響しない程、低迷しているように見える。

■警備業

【県内全域】

夏に行なった海水浴の警備料金が入金されたため、収益状況は好転したものの、9月開催の富津花火大会と関東大学駅伝が中止となり、その分の打撃が著しい。

■建設

【県内全域】

組合員による9月中の県内建設関連の公共工事の落札結果は、420件、17,634百万円となり、前年同月比で4,991百万円の減少となった。落札額は、県内建設関連公共工事の全落札額58,531百万円の30.0%となっている。9月までの累計額は1,508件、68,631百万円となり前年同月比では5,339百万円の増加となっている。

■輸出入

【県内全域】

成田空港の利用客は対前年同月比123%の増加となったが、店舗の休業が続いている。

【続】新しい総会制度の導入について

～バーチャルオンリー型総会が選択可能に～

本誌10月号でもご案内のとおり、先般の省令改正により、「新型コロナウイルス感染症対策」と「デジタル化」の2つの側面から、事業協同組合等の総会運営方法に“バーチャルオンリー型による開催形態”が追加されました。

本号では、組合総会の開催形態別の差異点を整理するとともに、総会の開催手続や具体的な改正点についてお知らせいたします。

＜組合総会の開催形態別の比較＞

	リアル型	ハイブリッド型	バーチャルオンリー型
概要	物理的な「場所」において会議体としての総会を開催する形態	物理的な「場所」において会議体としての総会を開催しつつ、議場外からの電子的なアクセス（バーチャル出席【※1】）による意思表示を認める開催形態	物理的な「場所」を伴う会議体を設けることなく、電子的なアクセス（バーチャル出席【※1】）でのみ意思表示の表明を行う開催形態
法律	○	○	○（一部除く【※2】）
省令	○	○	×（改正前） →○（改正により実施可）
イメージ	 リアル出席のみ （バーチャル出席なし）	 リアル出席のみ （バーチャル出席なし）	 バーチャル出席のみ

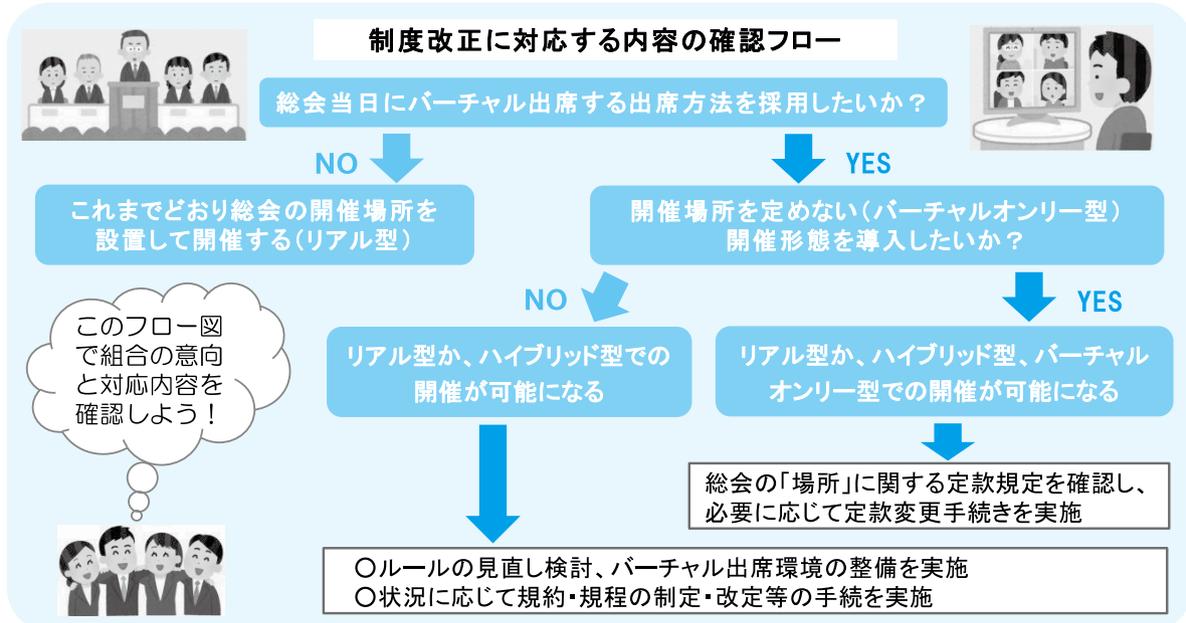
【※1】 バーチャル組合総会には、議決権や選挙権の行使が可能で法律上の「本人出席」と扱われる『出席型』と、審議等の確認・傍聴をすることで定足数に含められない『参加型』（所定の会議システムによらない配信、オブザーバーや来賓等の参加方法など）がある。

なお、経済産業省において策定された「バーチャル組合総会/理事会開催に関する実務指針」では、『参加型』による開催も否定されないとするが、必ず『出席型』など法律上の出席方法で定足数を満たしたうえでの併用としなければならない。議案によって書面による権利行使と併用する場合、総会議事録には『参加型』自体は記載せず、書面による権利行使のみ記載することとなる。

＜バーチャル組合総会における「出席型」「参加型」の違い＞

	法律上の出席の扱い	議決権の行使 選挙権の行使	総会議事録記載事項 としての出席方法の記載
出席型	法律上、「本人出席」である	行使できる	記載する必要がある
参加型	法律上、「本人出席」ではない	行使できない	記載する必要はない

【※2】 法律上、「創立総会」及び「任期中に辞任した監事又は会計監査人がある場合、辞任後最初に招集される総会」は、必ず「場所」を定めることが求められる。



総会開催手続と具体的な改正点の概要

具体的な改正点の概要について、通常総会の開催手続の手順例に従ってご説明いたします。

(通常総会開催手続の手順例) ★:バーチャル出席対応

「決算関係書類」「事業報告書」の作成

組合は、「決算関係書類(財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案)」及び「事業報告書」を作成しなければならない(中協法 40 条②)。

監事への「決算関係書類」「事業報告書」の提出

組合は、「決算関係書類」「事業報告書」について、監事の監査を受けなければならない(中協法 40 条⑤)。

監事による監査、「監査報告」の作成・通知

監事は、受領した「決算関係書類」「事業報告書」について、監査方法・内容等を記した監査報告を作成し、理事に対し、「決算関係書類」「事業報告書」の全部を受領した日から4週間経過した日、もしくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日までに監査報告の内容を通知しなければならない(中協法施行規則 117 条①)。

理事会招集通知の発出

理事長は、理事会の会日の1週間(定款にて短縮可)前までに、各理事及び業務監査権限監事に対し、理事会招集通知を発出しなければならない(中協法 36 条の6⑥)。

理事会の開催

理事会では、通常総会の開催概要(日時、場所又は★方法)及び提出議案の決定をするとともに(中協法 49 条②)、監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」の承認を行う(中協法 40 条⑥)。

★総会における開催形態(バーチャル出席の採用)に関する審議・決定

- ① リアル型(バーチャル出席なし)
- ② ハイブリッド型(リアル出席+バーチャル出席)
- ③ バーチャルオンリー型(全員バーチャル出席)

★招集通知方法や通知(案内書面)の内容の決定、スケジュールの確認(総会日程の調整)

「決算関係書類」「事業報告書」の備置き

組合は、通常総会の会日の2週間前までに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」を主たる事務所に5年間、それらの写しを従たる事務所に3年間備え置き、組合員の閲覧に供する(中協法 40 条⑩・⑪)。

総会招集通知の発出(「決算関係書類」「事業報告書」「監査報告」の提供)

理事長は、通常総会の会日の10日前(定款にて短縮可)までに組合員に到達するよう、会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従って開催日時や場所(★当該場所に存しない出席方法を含む、又、場所を定めない場合は開催の方法)を記載した総会招集通知を発出する(中協法 49 条①)。

総会招集通知には、議案とともに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告」を添付し、組合員に提供しなければならない(中協法 40 条⑦)。

★アクセス方法に関する情報や留意事項等の通知

権利行使通知書の返信・到達(総会開催準備)

組合員は、総会招集通知に示された所定の期日(例:総会の前日)までに総会における権利行使の方法に関する通知書(例:出席通知書、委任状、事前権利行使書)を組合事務局に提出する。

★通信テスト等、諸規定に基づく準備

通常総会の開催

組合員は、総会において、法令、定款及び規約の定めに従い、議決権又は選挙権を行使し、議案に対する意思表示を行い、組合の意思を決定する。

- ★受付(本人確認)、稼働状況の確認
- ★議長を選任
- ★議事の運営(議決権の行使)、通信障害発生時の対応
- ★役員を選出(選挙権の行使等)

※全国中央会のサイトに「新しい総会制度導入ガイド」が公開されております。ぜひご覧ください。

<https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/virtualsoukai-guide.html>

事業者関係の概算要求等のポイント

支援など、厳しい状況に直面する事業者が、足下で必要な①事業継続のための支援を、着実

小規模事業者等の雇用・技術といった経営資源を活かし、事業価値の向上を実現するため、

④取引適正化などを進めていく。

中小企業対策費	令和2年度	令和3年度	令和4年度（要求）
	1,111億円	1,117億円	1,396億円

※網かけ欄の支援措置は、対応する主な措置を例示したもの。

次支援金等の給付、イベントの再開支援など、足下で必要な事業継続のための支援を着

補正等 緊急事態宣言等の影響緩和に係る月次支援金等【6,979億円※令和2年度予備費等】

補正等 事業再構築補助金【1兆1,485億円※令和2年度三次補正】

・新分野展開、業態転換等の「事業再構築」に挑戦する中小企業等を支援。

当初 ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業【25.4億円（新規）】

・複数の中小企業等が連携することで新たな付加価値の創造等を図る製品・サービス開発や、新分野展開や業態転換等の「事業再構築」に取り組むプロジェクトを支援。

当初 中小企業再生支援・事業承継総合支援事業【159.1億円（95.0億円）】

・中小企業の円滑な再生・事業承継を支援するため、各都道府県に設置された中小企業再生支援協議会や事業承継・引き継ぎ支援センターを通じ、再生計画の策定や親族内承継支援、後継者不在企業と譲受希望者とのマッチングなど総合的な支援を実施。

当初 事業承継・引継ぎ・再生支援事業【47.1億円（16.2億円）】

・事業承継・引継ぎ（M&A）・再生に伴う設備投資や販路開拓等の新たな取組を支援するとともに、引継ぎ（M&A）・再生時の専門家活用費等を支援。

税 コロナ禍等を踏まえた法人版・個人版事業承継税制に関する検討

補正等 生産性革命補助金【3,600億円※令和元年度補正、2,300億円※令和2年度三次補正】

・設備投資、販路開拓、ITの導入を補助するなど、中小企業等の生産性向上に資する継続的な支援を実施。

当初 成長型中小企業等研究開発支援事業（サポイン事業等）【162.6億円（109.0億円）】

・中小企業が大学等と連携して行う、研究開発やAI/IoT等の先端技術を用いた革新的なサービスモデル開発等の取組を支援。

当初 海外展開のための支援事業者活用促進事業（JAPANブランド育成等支援事業）【9.4億円（8.0億円）】

・海外市場の獲得に取り組む中小企業に対し、新商品・サービス開発やブランディング、展示会出展等を支援。

当初 展示会等のイベント産業高度化推進事業【3.8億円（3.3億円）】

・中小企業の商談等の基盤である展示会産業を高度化する取組を支援。

税 交際費課税及び少額償却資産の特例措置の延長等

・販路開拓支援のため交際費課税の特例延長を行う。また、事務負担軽減、デジタル化支援等のため少額償却資産特例の延長等を行う。

当初 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【60.0億円（40.9億円）】

・各都道府県による支援拠点を整備し、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。

当初 小規模事業者対策推進等事業【55.9億円（53.2億円）】

・中小企業支援機関等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援。

当初 中小企業取引対策事業【13.5億円（9.8億円）※うち1.8億円はデジタル庁計上】

・中小企業等の取引環境の改善に向け、下請法の厳正な執行、取引実態の把握、下請かけこみ寺による相談対応等を実施。

当初 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業【10.5億円（5.5億円）】

・地方公共団体と連携し、中小事業者等が新たな需要を創出するために行う調査分析・施設整備等を支援。

当初 中小企業・小規模事業者人材対策事業【11.1億円（10.5億円）】

・中小企業・小規模事業者の経営課題に即した人材確保が可能となる環境を整備するとともに、海外展開支援人材等の育成を支援。

当初 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【12.8億円（10.8億円）】

・地方公共団体と連携し、地域の実情に応じた小規模事業者の経営改善のための支援を実施。

※上記に加えて、長期化するコロナ禍等の環境下にある中小企業等に必要な支援などにつき、事項要求。

令和4年度 中小企業・小規模

基本的な課題認識と対応の方向性

- コロナ禍の事業者に対する**資金繰り支援**、**月次支援金の給付**、**イベントの再開**かつ迅速に実施中。**資金繰り支援**については、引き続き**万全**を期していく。
- コロナの影響の長期化や最低賃金の引上げといった環境下において、中小企業・事業者に寄り添いながら②**事業再構築**、**承継・再生**、③**生産性向上**の支援や
- 加えて、「災害からの復旧・復興、事前の備え(強靱化)」にしっかり取り組んでいく。

① 事業継続のための着実な支援

- コロナ禍の中小企業・小規模事業者・個人事業主等に対し、**資金繰り支援**、**月末**かつ迅速に実施中。**資金繰り支援**について、引き続き**万全**を期していく。

② 事業再構築・承継・再生を目指す事業者の後押し

- **事業再構築補助金**について、随時運用改善を行いながら、**新分野展開**や**業態転換等の果敢な取組への支援**を行っているところ。引き続き、これらの取組を支援するとともに、併せて**事業承継・引継ぎ・再生**を推し進める。

その他

中小企業・小規模事業者における事業承継を更に推進するため、事業承継ガイドラインの改訂や事業引継ぎ後の経営統合に関するガイドラインの策定等を行う。加えて、過剰な債務を負う中小企業・小規模事業者の再生を後押しするため、事業再生のための私的整理等のガイドラインの策定を検討する。

③ 生産性向上による成長促進

- コロナの影響の長期化への対応や賃上げ原資の確保等のため、**生産性革命補助金**を通じ、**設備投資・販路開拓・IT導入を促進**しているところ。引き続き、**研究開発促進・海外進出支援・DX等**も含め、**生産性の向上**を図っていく。

当初

共創型サービスIT連携支援事業【5.0億円（5.0億円）】

・中小企業等の現場課題に即したITツールの連携・機能改善と、その後の普及展開を目指す取組を支援。

④ 取引環境の改善をはじめとする事業環境整備等

- **賃上げが可能な環境の整備**にも寄与する「生み出した価値を着実に中小企業・小規模事業者に残す」ための**取引環境の改善**や、**よろず支援拠点・中小企業支援機関**による**経営相談体制の強化**等、中小企業・小規模事業者を取り巻く**事業環境の整備**を図っていく。

その他

価格決定方法等の取引適正化に重点的に取り組むことを企業が宣言する「**パートナーシップ構築宣言**」（2020年7月開始）について、2021年度中の2,000社の宣言を目指して、更なる利用拡大に向けた普及・啓発を行っていく。

千葉県商工労働部長へ

要望書を提出

本会は9月17日に千葉県庁を訪
問し、県の令和4年度予算編成に
向けた要望書の提出を行った。

例年行われている「中央会と県
との意見情報交換会」は、新型コ
ロナウイルスに係る緊急事態宣言
下であったことから開催を断念し、
今年度は参加者を最小限とした
上、内容も「中央会から県への要望」
に絞った形で行われた。参加者は、
本会からは平会長以下3名。県は
高橋商工労働部長以下4名。



要望書を手取る
平会長（左）と高橋商工労働部長（右）

まず、平会長から、あいさつに
引き続き県に対する4項目の要望
を行った。具体的には、デジタル
化推進を含めた「千葉県中小企業
連携組織対策事業費補助金」の増
額、ポストコロナを見据えた新た
な中小企業戦略の策定、ECサイ
ト構築への支援策創設、商店街再
生に向けた支援強化である。

高橋商工労働部長からは、コロ
ナ禍等に苦しむ中小企業の厳しい
状況や当会の役割の重要性につい
ての認識が示され、関係予算の獲
得に最大限努力する旨の回答が
あった。



平会長から要望内容を説明

令和3年度組合運営実務 （組合士養成）講習会 開催

本会は、10月5日、14日、19日、
28日の4日間、千葉市内において
令和3年度組合運営実務（組合士
養成）講習会を開催した。

本講習会は、中小企業組合の関
係者を対象に全6日間の日程で行
われるもので、組合の制度、運営、
会計の基礎的・実務的知識の習得
を目的とするほか、組合実務の専
門家である「中小企業組合士」の
養成講座（中小企業組合検定試験
の受験対策）も兼ねている。

1日目は、オリエンテーション
の後、「中小企業組合制度（概論）」、
「組合士受験のための会計基礎」、
2日目は、「組合事務管理の実務」、
「中小企業論・中小企業組合論」、
組合制度（制度史）、3日目は、「中
小企業関係法律と諸施策」、「組合
士受験のための会計決算」、4日
目は、「中小企業等協同組合法及
び組法定款の解説」、「労務管理・
労働法通論」についてそれぞれ講
義が行われた（各講義は本会指導
員が担当）。なお、残り2日は、
11月4日、9日に開催予定。

連携組織活性化研究会 開催レポ

【対象】千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合

本会は10月6日、千葉市内にお
いて、コロナ禍で窮状が続く宿泊
業界の誘客促進を支援するため、
県旅館ホテル組合を対象とした今
年度1回目の連携組織活性化研究
会を開催し、県内宿泊施設の関係
者ら約60人の参加を得た。

今回は、木更津市出身のSNS
コンサルタントでIFPARKM
EDIA代表取締役の生駒幸恵氏
を講師に招聘し、「インスタグラ
ムでファンづくり！誘客に向けて
押さえるべき運用ポイント講座」
をテーマに、同アプリの特性や独
自の発信を効果的に行うための留
意点等について解説いただいた。
本研究会では今後も、デジタル
メディアの活用を軸に、女将会・
組合事務局・本会が一体となって
様々な企画に取り組んでいく。

